

【参考：昨年度お問い合わせのあったご質問】

① 「指定校求人」とは何か？

回答：学校を指定して提出する求人です。

＊指定校求人の推薦依頼人数は、募集人員の概ね3倍までとしています。

＊指定校以外に対して求人募集はできません。

※各学校における就職者の状況については

「高卒就職情報WEB提供サービス」の「高等学校便覧」により

ご確認ください。(<https://koukou.gakusei.hellowork.mhlw.go.jp/>)

＊ハローワークから返戻された確認印が押印された求人票コピーを作成し、各事業所で指定した高等学校へ求人票を持参または郵送の上、求人募集を行ってください。この場合も応募者全員に必ず面接選考を行ってください。

詳細については「令和7年度新規学卒（高校・中学）求人関係資料」のP. 4～5をご確認ください。

② 面接を複数回実施したいがかまわないか？

回答：選考期間が長くなることは生徒に過度の負担を与える場合がありますので、可能な限り1回とするようお願いしております。しかしながら複数回の面接が必要な場合は必ず「補足事項」欄か「求人条件にかかる特記事項」欄に記載いただくことになります。

③ オンライン面接は可能か？

回答：設備が整っていない学校もあり、高卒求人に関しては従来通り対面での面接を推奨しておりますが、オンライン面接を遂行する場合はまず対象生徒の学校と相談・打ち合わせの上で実施してください。

尚、オンライン面接実施にあたっては、高卒求人票への明記が必要です。

④ 複数応募とは何か？

回答：令和4年度より、選考開始日から1人2社までの複数応募・推薦応募が可能となりました。（公開求人のみ。指定校求人ではできません。）

ただし、求人者の意向を考慮し、求人者が1人1社での応募・推薦を希望する求人については、複数応募・推薦はできないこととなっております。併願者の応募

を可能とする場合は、公開求人（全国公開）となります。なお、単願・併願のみをもって採用選考の判断基準とされないようお願いいたします。

詳細については「令和7年度新規学卒（高校・中学）求人関係資料」のP. 7をご確認ください。

⑤ 10月の最低賃金の改定（引き上げ）に伴い、賃金が最低賃金を下回った場合はどうしたらよいか？

回答：賃金が「現行」ならば、求人票は特に変更の必要はありませんが、入社時には最低賃金を上回る支払いが必要となります。賃金が「確定」の場合はすみやかに求人票の変更が必要になります。ハローワークにご来所の上、変更手続きをお願いします。